

独立行政法人男女共同参画機構第1期中期計画

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	3
II	中期計画の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1	男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	3
(1)	男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進	3
(2)	知見・ノウハウの蓄積及び共有	4
(3)	センター等に対する助言等	4
2	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	5
(1)	男女共同参画・女性の活躍推進に資する情報の提供	5
(2)	男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進	5
(3)	積極的な広報啓発活動の充実・強化	5
3	男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	6
(1)	センター職員の育成・専門性向上	6
(2)	地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上	7
(3)	困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成	7
4	男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	7
(1)	地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査（ジェンダー統計）の充実	8
(2)	センターの運営及び業務に関する現状の把握のための調査研究	8
5	国際的な情報収集や発信	8
(1)	国際的な情報収集と情報発信	9
(2)	諸外国における人材育成	9
IV	業務運営の効率化に関する事項	9
1	経費等の合理化・効率化	9
2	調達等の合理化	10
3	給与水準の適正化	10
4	情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	10
V	財務内容の改善に関する事項	10
1	予算執行の効率化	10
2	自己収入の拡大等	11
VI	短期借入金の限度額	11
VII	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画	11
VIII	上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	11
IX	剰余金の使途	11
X	その他業務運営に関する重要事項	11

1	予算	11
2	収支計画	11
3	資金計画	11
4	内部統制の充実・強化.....	12
5	公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実.....	12
6	人事に関する計画	12
7	長期的視野に立った施設・設備の整備等	12
8	中期目標期間を超える債務負担	13
9	積立金の使途	13
10	温室効果ガスの排出の削減.....	13

序文

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<基本方針>

機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、国、地方公共団体、男女共同参画に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法第 8 条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たす事業を行う。

このため、第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）等で示された政府の方針に則って、男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信を推進・実施する。

II 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

我が国の男女共同参画推進の取組を加速させるために、地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）が様々な施策分野（福祉、教育、商工、防災等）に対する地方公共団体の関係部局や、民間の関係機関・団体との連携が重要であるため、関係者相互間の連携及び協働の促進のロードマップ（別添 1）に基づき、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、センター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有することを含め、以下の取組を実施する。

地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に 80%以上の達成を目指す。

(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

①地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画推進のための基盤

づくりとして、男女共同参画社会の形成に関わる地方公共団体、企業、大学、女性団体等の関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場として、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。

- ②全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ③全国を7ブロックに分け、ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識に関するノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行うブロック会議を毎年度実施し、各地域におけるセンター間のネットワーク構築や連携強化を図る。開催に当たっては、開催地域のセンター等と緊密な連携を図る。
- ④ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ⑤ブロック会議と併せて、地方公共団体の男女共同参画担当職員やセンター職員を対象に相談支援、事業の企画立案及び広域連携の方法など男女共同参画事業実施に関する実践的な研修を行い、効果的・効率的な事業展開を支援する。

(2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

- ①センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携等に関する好事例・先進事例について、全国会議やブロック会議、センター等職員に対する研修等を通して収集し、これらの事例についてセンター等へ情報発信・横展開を行う。
- ②センター等の効果的な事業実施に資する専門人材について、全国のセンター等からブロック会議・ヒアリング等を通じて収集の上、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、その専門分野や実績等についても掲載した専門人材情報バンクを作成する。その際、女性の経済的自立実現のために女性の起業支援に係る知見を有する人材の情報を優先的に収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

(3) センター等に対する助言等

- ①センター等に対して、有識者や機構の職員等を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。
- ②センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修等を実施する取組を支援するため、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、男女共同参画についての基本的な教材や効果的な広報のノウハウ等を提供する。
- ③センター等への有識者や機構職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目

標期間中に 150 件以上実施する。

2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

男女共同参画に関するナショナルセンターとして、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、地方公共団体や関係機関・団体等と連携して分かりやすく、かつ、活用しやすい形で提供し、センター等の事業における活用を促すとともに、国民の理解を深めるための広報啓発活動を充実させる。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

(1) 男女共同参画・女性の活躍推進に資する情報の提供

- ①センター等において、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集・整理し、専門家のみならず広く国民に対してわかりやすく提供する。
- ②図書をテーマ別にパッケージ化し、中期目標期間中に延べ 170 か所以上のセンターや研究・教育機関等に貸し出す。
- ③パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ④センター職員等による所蔵資料の利用を促進するため、デジタル化を進めるとともに、電子書籍の購入を優先的に進める。

(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進

- ①男女共同参画・女性活躍に関連する歴史的資料を着実に継承するため、これまで収集した資料の整理保存を進めるとともに、新たな資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し、中期目標期間中に新たに 5,000 点以上データベース化する。
- ②保有する資料の活用を促進するため、アーカイブシステムにおいて、公開可能な資料のオンライン公開を進めるとともに、中期目標期間中に 10 回以上のアーカイブ展示をオンラインで実施する。
- ③中期目標期間中に延べ 80 か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

(3) 積極的な広報啓発活動の充実・強化

- ①機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効

果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

- ②調査研究の成果や事業の内容及び実施報告等の記事を積極的に掲載するなどを通じ、ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間 35 万件以上達成する。
- ③SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。

3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等における地域の多様な課題・ニーズに応じた事業の企画・実施を支援するとともに、その専門性向上を図るため、研修のロードマップ（別添2）に基づき、センター長・管理職・初任者等の階層別研修のプログラムの開発・実施に加え、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等に関する実践的な研修プログラムを開発・実施する。

また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。

オンライン研修について、受講者の利便性を高め、より多くの受講につなげることを可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。

また、研修の一部コンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。

（1）センター職員の育成・専門性向上

- ①センター等の職員等の初任者を対象に、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための地域住民へのアンケート調査の企画・実施等の手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括で学べる研修プログラムを開発・充実し、研修をオンデマンドにより実施する。
- ②センター等職員の専門性向上を図るため、男女共同参画にかかる現下の諸課題に応じた研修を充実させ、オンデマンドにより実施する。
- ③中期目標期間中に、延べ 30 以上の研修を実施する。
- ④中期目標期間中に、研修プログラムを分野やレベル、職員の階層などに応じて体系化するとともに、各受講者の進捗を明確化する枠組みを整備する。あわせて、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。
- ⑤毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に

応じて研修等の見直しを図る。

(2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

- ①センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座等で効果的に活用できるよう、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。
- ②教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等を対象に、学校における男女共同参画に関わる現状・課題の把握、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性、教職員等における性別役割分担意識の解消など、学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修等をオンデマンドにより実施する。
- ③女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員向けやデジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける事業の具体的な成果や効果検証の手法等も含め、好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。
- ④毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成

- ①センター等の相談員及び相談支援事業担当者を対象に、幅広い分野の相談に対する男女共同参画の視点での対応力の向上や、関連する法制度等の知識習得や関係機関との連携等のノウハウ向上を図るための研修をオンデマンドにより実施する。
- ②研修の実施に当たっては、困難な問題を抱える女性向けの支援だけでなく、男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じた幅広い分野に係る研修プログラムの開発及び充実を図る。
- ③毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、調査研究ロードマップ（別添3）に基づき、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するため、中期目標期間中に、以下の調査研究を延べ10件以上実施

する。

特に、地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査（ジェンダー統計）とセンターの運営及び事業に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究に優先的に取り組むこととしつつ、新たな課題が生じた場合には、課題別の調査研究にも取り組む。

(1) 地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査（ジェンダー統計）の充実

- ①地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化することで、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行う。
- ②センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

(2) センターの運営及び業務に関する現状の把握のための調査研究

- ①センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を継続的に実施する。
- ②各センター等が把握した地域の課題や事業のニーズ等を定期的に収集・整理し、地域ごとの課題把握・分析を行うとともに、その結果を関係者に共有する。
- ③そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究等、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。
- ④調査研究で把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センター等における研修プログラムの作成等の事業企画や地域における関係者間での連携促進についての知見を提供する。
- ⑤調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

5 国際的な情報収集や発信

男女共同参画・女性活躍の推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を行う。

また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関

する最新の国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を国内外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

中期目標期間中に国際関係事業を延べ10件以上実施する。

(1) 国際的な情報収集と情報発信

- ①国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で取り上げられている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施し、機構の調査研究の成果や日本国内における優良事例等の積極的な発信を行うとともに、男女共同参画に関する国際動向や海外の先進事例等についてセンター等に対して広く情報提供する。
- ②国内外の先進的な取組における男女共同参画・女性活躍促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信することで、センター等への知見の共有を図る。
- ③これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施し、そこで得られた知見を広くセンター等へ共有する。
- ④セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

(2) 諸外国における人材育成

- ①2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献するため、ジェンダーに基づく暴力の根絶等、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに諸外国の政府機関等と連携した諸外国の男女共同参画に携わる担当者向けの人材育成に資するセミナー等を実施する。
- ②セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し、業務の電子化等に取り組み、業務

の徹底した見直し及び効率化を図る。

その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費を除く。）については、毎年度、今中期目標期間の初年度の 0.375%に相当する額以上の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図ることとする。

2 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、経済性、公正性及び透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、間接業務等を、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構と共同で実施し、その取組を一層推進する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する（仮に、中期目標期間中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。

2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

VI 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は1億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要な経費として借り入れることも想定される。

VII 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、宿泊棟、研修棟、体育施設等の不要な財産については、準備が整い次第、撤去を行う。

不要となることが見込まれる財産は次のとおり。

- ・ 研修棟、宿泊棟 A、宿泊棟 B、宿泊棟 C、浴室棟、渡廊下、プール棟、排水処理施設、構築物、工具器具備品

VIII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

IX 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信、情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善等の充実に充てる。

X その他業務運営に関する重要事項

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

4 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。

5 公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。

情報セキュリティについては、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。

6 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。

また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流等や客員研究員制度の活用により、特に男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究に必要な研究職員等を確保し組織の活性化を図る。

また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。

7 長期的視野に立った施設・設備の整備等

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。

8 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

9 積立金の使途

独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）附則第3条第6項の規定により整理された独立行政法人国立女性教育会館の積立金残高のうち、内閣総理大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人男女共同参画機構法に定める業務の財源に充てる。

10 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

男女共同参画機構 第 1 期中期目標期間 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進ロードマップ

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進	男女共同参画社会の形成に関わる地方公共団体、企業、大学、女性団体等の関係者が会す全国サミット (可能限り毎年度開催)				
	連携のための基盤構築・取組の把握		全国のセンターによる地域ネットワーク構築支援		
	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、男女共同参画センター、企業、大学等との連携のためのネットワーク基盤構築 政府方針や国際的動向の情報共有 センター等における男女共同参画の取組の把握 		<ul style="list-style-type: none"> センターを拠点とした、地域の企業、大学等とのネットワークの形成・強化のための好事例・先進事例の横展開等 		
	ブロック会議開催・アウトリーチ研修実施（全国 7 ブロックで各 1 回/年）				
(2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有	センター等の事業に必要な基盤形成		センター等の効果的・効率的な事業展開の支援		
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する実務に必要な基本的知識やノウハウの提供によるセンター職員の人材育成支援 地域ごとのセンター間のネットワーク構築支援 		<ul style="list-style-type: none"> 相談支援、事業の企画立案に関する研修や各地域の好事例・先進事例の共有等によるセンター等の効果的・効率的な事業展開の支援 広域連携の方法などに関する研修によるセンター間の連携強化支援 		
(3) センター等に対する助言等	全国のセンター等で活用できる情報の発信		センター等の実務力のさらなる向上に向けた幅広い情報の発信		
	全国サミット・ブロック会議を通して個別の好事例・先進事例を収集し、広く全国のセンター等に情報発信・横展開				
	女性の起業支援に係る専門的知見を有する者の情報を全国のセンター等からブロック会議・ヒアリング等を通じた収集		将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、様々な分野に係る専門人材の分野や実績等について専門人材バンクの充実		
専門人材バンクとしてセンター等とマッチングの上、適切な人材を派遣					
センター等の事業や研修等に対するきめ細かな助言の実施					
<ul style="list-style-type: none"> 個別のセンター等に対して、有識者や機構の職員等を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業実施、現状や課題の把握等への助言等を実施（中期計画期間中に150件以上）。 センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修等を実施する取組を支援するため、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、男女共同参画についての基本的な教材や効果的な広報のノウハウ等を提供。 把握された地域や現場の課題・ニーズを機構内で共有し、研修プログラムの開発や調査研究に活用する。 					

男女共同参画機構 第 1 期中期目標期間 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施ロードマップ

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
(1) センター職員の育成・専門性向上	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の基礎知識や事業の企画・実実施に関する基礎的な研修プログラムの開発及び実施 (中期目標期間中に延べ30以上の研修の実施) 現下の諸課題に応じた研修プログラムの開発及び実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の基礎知識、関連法制度等の着任後間もない時期に一括を学べる研修プログラムの開発・実施 センター等の事業の実践(地域の課題・ニーズ把握、事業の企画立案、広域連携等)に係る研修プログラムの開発・実施 男女共同参画の視点からの防災の重要性についてなど、現下の諸課題に応じた研修プログラムの開発・実施 			<ul style="list-style-type: none"> センター等のニーズに応じた研修プログラムの更なる開発・充実 研修実施後にアンケート調査を実施し、必要に応じた研修プログラム見直し 	
	<p>研修プログラムの体系化、受講者の進捗管理の検討</p> <p>各研修プログラムを分野やレベルなどに応じて体系化や各受講者の進捗を明確化する枠組みの整備の検討</p>			<p>研修プログラムの体系化、受講者の進捗管理の枠組み整備</p> <p>研修プログラムの体系化のさらなる充実、受講者の進捗管理の枠組みの設計、運用 研修の修了段階に応じた認定制度の認定制度の検討</p>	
(2) 地域の男女共同参画を担う多様な主体の育成・専門性向上	<p>企業や教育関係者等向け研修プログラム開発のための基礎調査</p>				
	<p>センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座等で活用するための女性の活躍推進や固定的性別役割分担意識解消に関する研修プログラムのための現状やニーズの把握・開発</p> <p>学校における男女共同参画の現状・課題の把握、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等、教職員等における性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラム開発・実施</p>			<p>企業や教育関係者等向け研修プログラム開発・充実</p> <p>研修の実施、研修プログラムの開発・充実 研修実施後にアンケート調査を実施し、必要に応じた研修プログラム見直し</p> <p>研修プログラムの更なる開発・充実 研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、必要に応じた研修プログラム見直し</p>	
	<p>女性デジタル人材育成のための研修プログラム開発のための基礎調査</p> <p>センター等の職員向けやデジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信。</p>				<p>研修プログラム開発</p> <p>研修プログラムの提供に向けた検討</p>
(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独・孤立に直面する男性支援のための人材育成	<p>相談員向けの研修プログラム開発</p> <p>センター等の相談員及び相談事業担当者を対象とした、幅広い分野の相談に対する男女共同参画の視点での対応力向上を図るため、関連制度の知識や関係機関との連携等に関する研修プログラムを開発</p>				
				<p>研修プログラム開発・充実</p> <p>困難な問題を抱える女性向けの支援、男性への相談支援など、現下の諸課題に応じた幅広い分野に関する研修プログラムの更なる開発及び充実 研修実施後にアンケート調査を実施し、必要に応じた研修プログラム見直し</p>	

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①地域の男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計に関する調査研究	基盤構築に関する調査 ○既存データの収集・整理 ○データの収集項目・方法、指標の設定等を検討・整理		地域の現状・課題の可視化に関する調査研究 ○可視化のための公開手法の検討 ○分野・年度ごとのデータ収集・分析		公開手法や、データ更新・運用手法の確立 センター等に、男女共同参画に関する情報収集・整理・分析方法を提供
	センター等が実施する現状・課題把握を支援するための調査手法の研究 ○調査の目的別（住民意識調査、女性の就業調査等）の先行研究の収集・検討 ○調査項目案の検討		○基本的な調査手法（質問票、データ整理・分析）について、センター等の意見を踏まえ、検討・整備		
②センターの運営及び業務に関する現状の把握のための調査研究	センターの運営及び業務に関する現状の把握のための基礎調査 ○センターの運営・業務の現状、課題やニーズ等についてアンケート調査の設計・実施 ○地域の課題把握・分析結果の関係者の共有		センターの運営及び業務に関する現状把握のための年次調査 ○年次調査の実施、前年度の調査を踏まえた改善策の検討 ○年度毎に選定したテーマについて調査 テーマ例：関係者との連携、相談事業、広報・啓発事業等		
③その他の調査研究等	新たな課題の解決に資する調査研究を中期計画期間中1件以上実施 （テーマ例：女性の経済的自立（女性の起業支援等）、初等中等教育における男女共同参画推進等）				
	時代の変化によって生じる新たな課題への対応（情報収集、調査手法の検討） テーマ例：男性向けの孤独・孤立・生きづらさ、女性の健康等				

※ 調査研究で把握された情報については、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、随時、センター等における研修プログラムや広報資料等を通じて普及啓発を図るとともに、分かりやすく発信する。

令和8年度～令和12年度中期計画予算

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共通	合 計
収入							
運営費交付金	143	266	147	75	120	2,531	3,282
施設整備費補助金							-
自己収入							-
計	143	266	147	75	120	2,531	3,282
支出							
業務経費	143	266	147	75	120		751
施設整備費							-
一般管理費						2,531	2,531
計	143	266	147	75	120	2,531	3,282

[人件費の見積り]

期間中総額1,271百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) \text{ (運営費交付金)} \\ = B(y) \text{ (一般管理費)} + C(y) \text{ (業務経費)}$$

$$B(y) \text{ (一般管理費)} \\ = (B(y-1) \text{ (前年度一般管理費)} - D(y-1) \text{ (前年度人件費)} - E(y-1) \text{ (前年度一般管理所要額計上経費)}) \\ \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \alpha 1 \text{ (一般管理費効率化係数)} + D(y) \text{ (人件費)} + E(y) \text{ (一般管理所要額計上経費)} + \\ \varepsilon 1 \text{ (新規追加一般管理経費)} + \delta \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$C(y) \text{ (業務経費)} \\ = (C(y-1) \text{ (前年度業務経費)} - D(y-1) \text{ (前年度人件費)}) \times \beta \text{ (消費者物価指数)} - ((C(1) \text{ (初年度業務経費)} - D(1) \text{ (初年度人件費)}) \times \alpha 2 \text{ (業務経費効率化係数)}) + D(y) \text{ (人件費)} + \varepsilon 2 \text{ (新規追加業務経費)} + \\ \delta \text{ (当該年度特殊経費)}$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A(y): 運営費交付金

B(y): 運営費交付金額の一般管理費

C(y): 運営費交付金額の業務経費

D(y): 人件費 = $D(y-1)$ (前年度人件費) $\times \gamma$ (人件費調整係数)

E(y): 一般管理所要額計上経費

当該事業年度における所要額により計上する経費(公租公課、土地賃借料及び保険料)。

各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理費効率化係数

$\pm 0\%$

$\alpha 2$: 業務経費効率化係数

$\Delta 0.375\%$

β : 消費者物価指数

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 人件費調整係数

各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 当該年度特殊経費

事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\varepsilon 1$: 新規追加一般管理経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\varepsilon 2$: 新規追加業務経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する業務経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

[計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについて、一般管理所要額計上経費、新規追加一般管理経費、新規追加業務経費及び当該事業年度における特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に令和8事業年度の値を用いて試算。

・ β (消費者物価指数)は変動がないもの($\pm 0\%$)として試算。

・ γ (人件費調整係数)は変動がないもの($\pm 0\%$)として試算。

令和8年度～令和12年度年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共 通	合 計
費用の部							
経常費用	150	280	154	79	127	2,715	3,505
業務費	150	280	154	79	127		790
一般管理費						2,662	2,662
減価償却費						53	53
収益の部							
経常収益	150	280	154	79	127	2,715	3,505
運営費交付金収益	143	266	147	75	120	2,531	3,282
自己収入							-
施設費収益							-
資産見返運営費交付金戻入						53	53
賞与引当金見返に係る収益	5	10	5	3	5	93	121
退職給付引当金見返に係る収益	2	4	2	1	2	38	49

別紙3

令和8年度～令和12年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共 通	合 計
資金支出							
業務活動による支出	143	266	147	75	120	2,531	3,282
投資活動による支出							-
次期中期目標の期間への繰越金							-
資金収入							
業務活動による収入	143	266	147	75	120	2,531	3,282
運営費交付金による収入	143	266	147	75	120	2,531	3,282
自己収入							-
投資活動による収入							-
施設費による収入							-
前期中期目標の期間よりの繰越金							-